

別紙1 「法第14条の2第7項でいう認定鳥獣捕獲等事業者その他環境省令で定める者」について

区 分	要 件
<p>① 認定鳥獣捕獲等事業者 (法第18条の2の規定による認定を受けた者)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・単独法人の場合は、委託しようとする事業において実施しようとする猟法によるニホンジカを対象とした法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者であること。 ・複数の法人による連合体(以下「コンソーシアム」という。)の場合は、捕獲の実施及び捕獲個体の回収・運搬・処理等を実施する者が、委託しようとする事業において実施しようとする猟法によるニホンジカを対象とした法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者であること。
<p>② その他環境省令で定める者 (法施行規則第13条の6で定める者)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・単独法人若しくはコンソーシアムであり、かつ、次の(1)から(4)の総てを満たす者であること※1。 (1)法施行規則第19条の4第1項第1号に準じた安全管理規程を有すること (2)捕獲従事者が、狩猟免許及び(銃器を使用する場合は)銃器を所持し、かつ、法施行規則第19条の8第4号に準じた損害保険契約の被保険者であること。 (3)4名以上の捕獲従事者を有していること。装薬銃を使用する場合は、捕獲従事者の人数用件に加えて、事業従事者*を10人以上有していること。 * 捕獲従事者のほか、管理責任者、連絡や見回り等に従事する者を含む。 (4)過去3年以内に、委託しようとする事業において実施しようとする猟法によるニホンジカの捕獲を行う業務に関する契約・履行実績を有していること。

※1 コンソーシアムの場合、(3)の捕獲従事者数及び事業従事者数について、コンソーシアム構成員の合計値とすることができる。

※2 コンソーシアムの場合、(4)の実績について、捕獲の実施及び捕獲個体の回収・運搬・処理等を実施する者が、過去3年以内に、委託しようとする事業において実施しようとする猟法によるニホンジカの捕獲を行う業務に関する契約・履行実績を有していること。